

第7 ドレンチャー設備の基準

ドレンチャー設備の基準は、次によること。

- 1 ドレンチャーヘッドは、開口部の上枠に、当該上枠の長さ2.5メートル以下ごとに1個設けること。
- 2 制御弁は、防火対象物の階ごとに、その階の床面からの高さが0.8メートル以上、1.5メートル以下の位置に設けること。
- 3 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に0.4立方メートル（屋内給油取扱所については1.3立方メートル）を乗じて得た量以上の量となるように設けること。
- 4 ドレンチャー設備は、全てのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において放水圧力が、0.1メガパスカル（屋内給油取扱所については0.3メガパスカル）以上で、かつ、放水量が40リットル毎分（屋内給油取扱所については130リットル毎分）以上の性能のものとすること。
- 5 ドレンチャー設備には、双口形の送水口を附置すること。
- 6 水源に連結する加圧送水装置は点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。